

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第79号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

準用河川に係る流水占用料等の適正化を図るため、その額を改定するとともに、占用料の徴収の対象となる占用物件を追加する等の必要があるため、京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正することとしました。

1 占用料の額の改定

(1) 別表第1（第1条関係）

区 分	単 位	金 額（円（年額））	
		改正前	改正後
鉱工業用	毎秒1リットル	5,000	5,180
その他	ル	1,200	1,240

(2) 別表第2（第1条関係）

区 分	単 位	金 額（円）			
		改正前	改正後		
			甲	乙	
宅地，庭園及び家屋付属地	占用面積1平方メートルにつき1年	680	700		
小屋，材料置場，作業場及び荷揚げ場		900	930		
通路，橋りょう，昇降路及び舟乗降場		750	780		
栈敷，出店及び床ぎ		4,600	5,280		
管路	長さ1メートルにつき1年	120	外径が0.07メートル未満のもの	92	11
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130	16
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200	24
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260	33
		250	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400	49
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530	65
		620	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920	110
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,300	160
			外径が1メートル以上のもの	2,100	260

電柱及びその支柱類	1本につき1年	1,700	3,800	470
電話柱及びその支柱類			2,200	270
その他の柱類			220	27
鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	4,400	540
舟係留		760	790	
軌条(鉄道事業法及び軌道法の規定によるものを除く。)		1,200	4,400	540
漁業装置		300	310	
広告用工作物	表示面積1平方メートルにつき1年	8,500	16,000	2,100
鉱泉採取施設	占用面積1平方メートルにつき1年	10,300	10,670	
耕作(竹木の植栽を含む。)		50	52	
素地のままの家畜及び家きんの飼育		100	104	
ロケーション, 興行その他催物のための素地のままの占用	(改正前) 1回 (改正後) 1時間	15,000	7,800	
農水産業のためのもの	洗い場	80	83	
	干し場	30	31	
農水産業以外のためのも	洗い場	150	160	
	干し場	80	83	

注 「甲」は市街化区域, 「乙」はその他の区域に存する土地の占用に適用します。

伝統的建造物群保存地区, 歴史的風土特別保存地区, 風致地区, 特別緑地保全地区及び景観地区内にある電柱及びその支柱類, 電話柱及びその支柱類は, 占用料の額を2倍とします。

(3) 別表第3(第1条関係)

区 分	単 位	金 額 (円)	
		改正前	改正後
土砂, 砂利, 砂及びぐり石	1立方メートル	310	321
転石(1個50キログラム未満のものを除く。)	1キログラム	8	8

2 占用料を徴収する対象物件の追加

発電用流水占用について, 次の通り占用料を徴収します。

区	分	金額（年額）
(1)	<p>揚水式発電所以外の発電所であって次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始したもの</p> <p>イ 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年10月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始したもの（増設後の理論水力について右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(2)の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。）</p>	<p>円</p> <p>$1,976 \times \text{常時理論水力} + 436 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$</p>
(2)	<p>揚水式発電所以外の発電所（(1)の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>$1,976 \times \text{常時理論水力} + 988 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$</p>
(3)	<p>揚水式発電所であって次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 昭和48年4月1日以降に発電を開始したもの</p> <p>イ 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年4月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始したもの（昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した発電所で、増設後の理論水力について右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(4)の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。）</p>	<p>$\{1,976 \times \text{常時理論水力} + 436 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 a}$</p>
(4)	<p>昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した揚水式発電所（(3)の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>$\{1,976 \times \text{常時理論水力} + 436 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 b}$</p>

- 注1 発電用流水占用料の額は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とします。
- 2 常時理論水力及び最大理論水力の数値は、キロワットを単位とした場合の数値とします。
- 3 補正係数 a 及び補正係数 b は、各発電所ごとに次の式により算出します。
- (1) 補正係数 a = (年間発生電力量 - 揚水に係る年間発生電力量 × 5 / 6) / 年間発生電力量
- (2) 補正係数 b = (年間発生電力量 - 揚水に係る年間発生電力量 × 3 / 4) / 年間発生電力量
- 4 占用期間が1年未満であるとき、又は占用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により流水占用料を算出します。
- 5 占用期間が1月未満であるとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を1月とみなして流水占用料を算出します。
- 6 算出して得た額が100円未満であるときは、100円とし、算出して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第79号

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中「5,000」を「5,180」に、「1,200」を「1,240」に改め、同表を同表2 その他の流水占用料とし、同表2の前に次のように加える。

1 発電用流水占用料

区	分	金額(年額)
(1)	揚水式発電所以外の発電所であって次のいずれかに該当するもの ア 昭和40年10月1日以降に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始したもの イ 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年10月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始したもの(増設後の理論水力について右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(2)の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。)	円 $1,976 \times \text{常時理論水力} + 436 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
(2)	揚水式発電所以外の発電所((1)の項に掲げるものを除く。)	$1,976 \times \text{常時理論水力} + 988 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
(3)	揚水式発電所であって次のいずれかに該当するもの ア 昭和48年4月1日以降に発電を開始したもの イ 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に	$\{1,976 \times \text{常時理論水力} + 436 \times (\text{最大理論水力} -$

	設備の増設をし、同年4月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始したものの(昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力について右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(4)の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。)	常時理論水力)} × 補正係数 a
(4)	昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した揚水式発電所 ((3)の項に掲げるものを除く。)	{ 1,976 × 常時理論水力 + 436 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 b

備考1 流水占用料の額は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 常時理論水力及び最大理論水力の数値は、キロワットを単位とした場合の数値とする。

3 補正係数 a 及び補正係数 b は、各発電所ごとに次の式により算出する。

$$(1) \text{ 補正係数 } a = \frac{\text{年間発生電力量} - \text{揚水に係る年間発生電力量} \times \frac{5}{6}}{\text{年間発生電力量}}$$

$$(2) \text{ 補正係数 } b = \frac{\text{年間発生電力量} - \text{揚水に係る年間発生電力量} \times \frac{3}{4}}{\text{年間発生電力量}}$$

4 占用期間が1年未満であるとき、又は占用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により流水占用料を算出する。

5 占用期間が1月未満であるとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を1月とみなして流水占用料を算出する。

6 算出して得た額が100円未満であるときは、100円とし、算出して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2備考以外の部分中

単 位	金 額 (年 額)
占有面積1平方 メートル	円 680
	900
	750
	4,600

を

「

単 位	金 額	
	甲	乙
占有面積1平方 メートルにつき 1年	円 700	
	930	
	780	
	5,280	

に改め、同表水道管、下水道管及びガス

」

管の項及び電柱（支線及び支柱を含む。）の項を次のように改める。

管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	92	11
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		130	16
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		200	24
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		260	33
	外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの		400	49
	外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの		530	65

外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920	110
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	160
外径が1メートル以上のもの		2,100	260
電柱及びその支柱類	1本につき1年	3,800	470
電話柱及びその支柱類		2,200	270
その他の柱類		220	27

「

別表第2備考以外の部分中

占用面積1平方メートル	1,200
	760
	1,200
	300
表示面積1平方メートル	8,500
占用面積1平方メートル	10,300
	50
	100
1回	15,000
占用面積1平方メートル	80
	30
	150
	80

を

」

「

占用面積1平方メートルに	4,400	540
	790	
	4,400	540

」

つき 1 年	310	
表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	16,000	2,100
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	10,670	
	52	
	104	
1 時 間	7,800	
占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	83	
	31	
	160	
	83	

に改め、同表備考中 2 及び 3 を削り、 1

を 3 とし、 3 の前に次のように加える。

- 1 甲の欄は都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域に存する土地の占有について、乙の欄はその他の区域に存する土地の占有について、それぞれ適用する。
- 2 「電話柱」とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くものとする。

別表第 2 備考 6 中「つど」を「都度」に改め、同備考中 6 を 9 とし、 5 を 8 とし、 8 の前に次のように加える。

- 6 土地占用料の額が 1 時間を単位として定められている場合において、占有期間が 1 時間未満であるとき、又は占有期間に 1 時間未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を 1 時間とみなして土地占用料を算出する。
- 7 次のいずれかの地区等に存する電柱及び電話柱（それらの支柱類を含み、周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。）の土地占用料は、この表に掲げる額に 2 を乗じて得た額とする。
 - (1) 文化財保護法第 14 条第 2 項に規定する伝統的建造物群保存地区
 - (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する歴史的風土特別保存地区

- (3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区
- (4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区
- (6) 京都市眺望景観創生条例第15条第1項に規定する事前協議区域（同条例第5条第1号に規定する視点場に限る。）

別表第2備考4を同備考5とし、同備考5の前に次のように加える。

- 4 土地占用料の額が年を単位として定められている場合において、占用期間が1年未満であるとき、又は占用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により土地占用料を算出する。この場合において、占用期間が1月未満であるとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1月とみなす。

別表第3土砂、砂利、砂及びぐり石の項中「310」を「321」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市準用河川流水占用料等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る流水占用料等について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まる占用に係る流水占用料のうち、施行日から令和5年3月31日までの占用に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

(建設局土木管理部道路河川管理課)